

広島県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町坂瀬川六〇二五の一から六〇二五の四まで、六〇四四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神石郡神石高原町坂瀬川六〇二五の一・六〇二五の二・六〇四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、変更しない。

(四) 間伐に係る森林は、変更しない。

2 立木の伐採の限度

立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）